証券コード　2970
2021年３月11日

株　主　各　位

福岡市博多区博多駅前二丁目17番８号
株式会社グッドライフカンパニー
代表取締役社長　髙　村　隼　人

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年３月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月26日（金曜日）午前10時　（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　福岡市博多区博多駅南一丁目９番18号
WITH THE STYLE FUKUOKA
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第13期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.goodlife-c.co.jp/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、健康状態に関わらず株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による議決権行使を行っていただくようお願い申しあげます。

【当日ご来場の株主様へのお願い】

・株主総会開催日時点での国内における感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場についてご判断くださいますようお願い申しあげます。
・マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
・ソーシャルディスタンスを十分確保するため、例年よりも座席の間隔をあけて配置させていただくことから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申しあげます。

【当社の対応】

・感染予防及び拡散防止のため、出席役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。
・ご来場の株主様にはマスクの着用をお願いさせていただきます。なお、マスクを着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
・当日、入場時に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
・当日ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお断りする場合がございます。
・株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、ご報告内容を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めて参ります。

今後の状況により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト（アドレス　https://www.goodlife-c.co.jp/）にてお知らせいたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2020年１月１日
　至　2020年12月31日）

１．当社グループの現況に関する事項

（１）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるものの、感染拡大の防止策を講じるなかで、徐々に経済活動は再開されており、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続く事が期待されております。しかしながら、今後の社会経済活動レベルの段階的な引き上げを行うなかで、国内外における新型コロナウイルス感染症の再拡大が経済活動に与える影響や、金融資本市場の変動の影響を注視する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、マンション用地価格の上昇や建築費の高騰等の懸念材料に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による建築資材や住宅設備機器の生産、納品の遅れによる建築工事の遅延等が懸念されています。

このような環境のもと、当社グループは、アセットマネジメント事業及び2020年３月より開始したハイブリッドアパートメントホテル（以下、「ＨＡＨ」という。）での宿泊事業の運営によるフロー収益と、ストック収益であるプロパティマネジメント事業に加え、2020年１月に子会社化した株式会社プロキャリアエージェントにおける有料職業紹介事業との連携により、各事業間のシナジー効果創出に努めるとともに、営業力、技術力及びサービス品質の向上に努め、収益力の向上及び企業価値の最大化を図って参りました。

なお、2020年３月に開業したＨＡＨでの宿泊事業である「Minn福岡千代」については、新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限及び外出自粛等の状況を鑑み、2020年４月30日をもって宿泊事業より撤退し、賃貸マンションへ仕様変更を行っております。

また、エネルギー事業の一環として、2020年６月にプロパンガス販売事業を行う株式会社グッドライフエネルギーを設立し、2020年10月より事業を開始しております。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高4,723百万円（前連結会計年度比3.4％増）、営業利益220百万円（同61.3％減）、経常利益230百万円（同59.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益121百万円（同66.2％減）となりました。

当社グループは不動産投資マネジメント事業以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。なお、不動産投資マネジメント事業における事業区分別の概況は次のとおりであります。

イ．アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業につきましては、当連結会計年度において２物件が竣工するとともに、開発エリアの拡大や、引き続き積極的な用地取得とDM発送及び自社ホームページを活用したインバウンドマーケティング戦略による顧客層の拡大に注力したことにより、当社開発に係る新規設計契約10件（うち用地販売を伴うもの６件）及び子会社の株式会社グッドライフ建設において建築に係る工事請負契約８件を受注しました。この結果、アセットマネジメント事業の売上高は4,191百万円（前連結会計年度比2.1％増）となりました。

ロ．プロパティマネジメント事業

プロパティマネジメント事業につきましては、業務オペレーションの見直しを行い、ＲＰＡ及びコールセンターの導入により業務の効率化を図るとともに、管理物件の入居率の維持・向上を目指し、入居者アプリの導入や、新電力への切り替えに伴う電気代の削減提案及び屋上の有効活用を目的としたアンテナ設置や保守費用の削減提案など、入居者様及びオーナー様の満足度向上につながる提案を積極的に行って参りました。また、緊急事態宣言の発令に伴い賃貸店舗において来店者数が減少したことにより売上が減少したものの、新築一棟マンション２物件の引渡のほか、新規管理物件の受託に向けて設備投資キャンペーンの営業に注力したことにより、管理運営受託件数が増加した結果、プロパティマネジメント事業の売上高は502百万円（前連結会計年度比8.9％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、135百万円であります。

その主なものは、連結子会社である株式会社グッドライフエネルギーのプロパンガス供給、配管設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、土地仕入の資金として、金融機関より短期借入金400百万円の調達を行いました。

(2)直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第10期 (2017年12月期)	第11期 (2018年12月期)	第12期 (2019年12月期)	第13期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高(百万円)	2,578	2,956	4,568	4,723
経常利益(百万円)	376	527	567	230
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	254	345	360	121
１株当たり当期純利益 (円)	77.06	103.49	85.66	28.95
総資産(百万円)	1,841	1,956	2,632	3,540
純資産(百万円)	793	1,585	1,945	2,070
１株当たり純資産額 (円)	240.31	376.52	462.16	490.96

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２．当社は、2020年３月５日開催の取締役会決議により、2020年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

３．当社は、当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、前連結会計年度以前についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2017年12月期)	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高(百万円)	2,562	2,922	4,167	1,972
経常利益(百万円)	360	494	528	229
当期純利益(百万円)	243	324	333	168
1株当たり当期純利益 (円)	73.69	97.09	79.13	40.02
総資産(百万円)	1,813	1,898	2,265	2,687
純資産(百万円)	766	1,537	1,870	2,041
1株当たり純資産額 (円)	232.30	365.16	444.28	484.15

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2．当社は、2020年３月５日開催の取締役会決議により、2020年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

3．当社は、当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、前事業年度以前についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
安心入居サービス株式会社	1百万円	100.0%	家賃滞納保証業務
株式会社グッドライフ建設	40百万円	100.0%	建築工事請負業務
株式会社プロキャリアエージェント	5百万円	100.0%	有料職業紹介事業
株式会社グッドライフエネルギー	30百万円	100.0%	プロパンガス販売事業

（注）1．2020年1月6日付で株式会社プロキャリアエージェントの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

2．2020年6月17日付で100%出資子会社、株式会社グッドライフエネルギーを設立しております。

（4）対処すべき課題

当社グループでは、安定的な収益性の向上かつ持続的な成長に資する体制整備が最も重要であると認識し、以下の経営課題に取り組んで参ります。

① 用地情報の継続的な入手

当社グループでは、用地情報の大半を不動産会社等の情報提供者から入手しておりますが、今後の継続的な成長を図るためにも更なる情報ルートの拡充が必要不可欠であると認識しております。そのため、既存情報提供者との良好な取引関係を維持するとともに、用地情報収集のためのＷＥＢサイト構築等による情報ルートの多様化、強化に努め、優良な情報の確保を進める方針であります。

② 顧客層の拡大と販売手法の多様化

当社グループでは、投資用新築一棟賃貸マンションを「LIBTH」ブランドとして主に個人富裕層の投資家に販売を行っております。集客にあたっては当社の主要な事業エリアである九州地域に在住の方を対象として、既存オーナー様からの紹介、DM発送及び自社ホームページを活用したインバウンドマーケティングを行っております。しかしながら、今後販売棟数の増加による業績の拡大を達成していくためには、より多くの不動産投資家の開拓と販路の拡大をしていく必要があると認識しております。投資家の開拓にあたっては、現在九州地域の方を対象としておりますが、今後は投資物件情報を掲載する自社サイトの構築により、日本全国の投資家を販売対象として、新規顧客層の拡大に注力して参ります。

③ 商品品質の向上とラインナップの拡充

当社グループは、現在、主に個人富裕層向けに資産形成を目的とした投資用新築一棟賃貸マンションを主体とした事業を行っております。今後は相続や節税といったオーナー様の多様な投資ニーズに対応していくために、投資用新築一棟賃貸マンション以外の商品開発を進めることにより、最適な投資提案を通じてオーナー様の資産価値向上に貢献して参ります。

また、現在提供している賃貸マンションのＩｏＴ化やセキュリティの強化による商品品質の向上を行い、入居者様、オーナー様の満足度向上を追求して参ります。

④ 人材の確保と育成強化

当社グループでは、不動産投資マネジメント事業に加え、家賃滞納保証業務、有料職業紹介事業及びプロパンガス販売事業を行っておりますが、今後更に事業の発展及び業容拡大を加速させていくためには、既存事業及び新規事業のすべての事業組織において、優秀な人材の確保、定着及び育成が重要であると認識しております。

当社グループは、引き続き業容拡大を目指し、即戦力となる人材の積極的な採用を行っていくとともに、結果主義を基本とした評価制度を浸透させることにより、優秀な人材の確保、定着、育成を実現し、継続的な業績拡大を図っていく方針であります。

⑤　コンプライアンスの徹底

当社グループでは、不動産投資マネジメント事業、家賃滞納保証業務、有料職業紹介事業及びプロパンガス販売事業を行っていることから、現在、一級建築士事務所登録、宅地建物取引業免許、特定建設業許可、有料職業紹介事業許可、液化石油ガス販売事業許可及び液化石油ガス保安機関認定を取得しており、各種法規制等のもとに事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動を行っております。

当社グループでは、今後も、全社的にコンプライアンスを徹底することが必要であると考えており、経営陣のコンプライアンスに対する認識強化に加え、独立役員の牽制機能の強化（独立役員全員が出席する会議体の運営）、全社員を対象にした定期的な研修等を継続して実施して参ります。また、今後も新たな事業展開によって、子会社や関係会社が増加することに比例して、不正行為等による法令違反の発生リスクが増加していくと想定されるため、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高める為の環境、体制を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、経営の公正性・透明性を確保して参ります。

⑥　事業エリアと事業の拡大、新規事業の参入

当社グループは、現在福岡、熊本、沖縄、東京へとエリアを拡大し事業を行っておりますが、今後も主要政令指定都市等を中心にエリアと業容を拡大し当社サービスを提供して参ります。

また、当社グループでは、新たな事業展開や質の高いサービスを提供するための一環として、業務提携やM＆A等を有効に活用することとしておりますが、M＆A等は将来予測を基に実施するものであり、不確実性が伴います。M＆A等を実施する場合には、対象企業の財務内容や契約関係、関連資産等について、詳細な調査・検討を行うことで不確実性を極力排除するように努めておりますが、M＆A後に、偶発債務等の発生や同事業の経済環境の変化等により計画通りの事業展開を行えなかった場合は、のれんや関係会社株式の減損処理が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑦　新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

当社グループは、新型コロナウイルス感染症に対して、在宅勤務や時差出勤を推奨し、企業訪問やオーナー様へ対面での面談を極力控え、ＷＥＢ会議や電話折衝を中心にお客様からのご相談や接客を行うことでお客様と従業員の安全確保を最優先に考慮し、政府や自治体等の関係機関の方針に沿いながら、社内外への感染拡大防止に努めております。

そのため、新型コロナウイルス感染症の収束に時間を要し、経済活動への影響が長期間にわたる場合や緊急事態宣言の発令等により、当社グループの営業活動が著しく制御される場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（5）主要な事業内容

事業区分	主な内容
アセットマネジメント事業	賃貸マンションの企画・設計・施工・販売
プロパティマネジメント事業	賃貸マンションの仲介、入居者募集、建物管理、入居者対応

（6）主要な拠点等

①　当社の主要な営業所

本社	福岡県福岡市
支社	熊本県熊本市、沖縄県那覇市、東京都港区

②　子会社

安心入居サービス株式会社	熊本県熊本市
株式会社グッドライフ建設	福岡県福岡市、熊本県熊本市、沖縄県那覇市
株式会社プロキャリアエージェント	東京都港区
株式会社グッドライフエネルギー	福岡県福岡市、熊本県熊本市

(7)従業員の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産投資マネジメント事業	84(13)名	17名増(10名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63(13)名	2名増(10名増)	32.6歳	3.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8)主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200百万円
株式会社西日本シティ銀行	200

(9)その他当社グループの現況に関する重要な事項

2020年 1月　全株式を取得し「株式会社プロキャリアエージェント」を子会社化
2020年 6月　100%出資子会社「株式会社グッドライフエネルギー」を設立
2020年11月　東京都港区に東京支社を開設

2．会社の現況

（1）株式の状況（2020年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　13,200,000株

（注）2020年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により、発行可能株式総数を4,400,000株から13,200,000株に変更しております。

② 発行済株式の総数　　4,237,800株

（自己株式20,486株を含む）

（注）１．株式分割（１株を３株に分割）の実施により、発行済株式の総数は2,806,600株増加しております。

２．新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式の総数は株式分割前において1,000株、株式分割後において24,900株増加しております。

③ 株主数　　859名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
髙村隼人	2,700,000株	64.02%
ａｕカブコム証券株式会社	309,800	7.34
蔭山恭一	211,800	5.02
佐方修	144,200	3.41
近松敬倫	130,000	3.08
むさし証券株式会社	49,200	1.16
株式会社ＳＢＩ証券	43,534	1.03
楽天証券株式会社	34,200	0.81
株式会社三津野建設	30,000	0.71
高田瑠弥	29,100	0.69

（注）持株比率は自己株式（20,486株）を控除して計算しております。

(2)会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第1回新株予約権
発行決議の日	2018年2月22日
保有人数 当社取締役(社外取締役を除く)	2名
新株予約権の数	270個
新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数	当社普通株式 81,000株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	724円
新株予約権の行使期間	2020年3月24日から 2028年2月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　724円 資本組入額　362円
新株予約権の主な行使条件	(注) 1、2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 1. 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 2020年4月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されております。

② 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

（3）会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙村隼人	
取締役	近松敬倫	経営管理部長兼開発事業部長
取締役	伊藤貴光	営業部長
取締役	隈部祐介	賃貸管理部長
取締役	山下公成	
常勤監査役	姫野幸一	
監査役	石井麻衣子	石井司法書士事務所所長
監査役	柳堀泰志	柳堀公認会計士事務所所長 柳堀行政書士事務所所長 (株) ＲＪパートナーズ代表取締役 柳堀泰志税理士事務所所長

（注）1．取締役山下公成氏は、社外取締役であります。
2．監査役姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏は、社外監査役であります。
3．2020年３月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、大山裕司氏は監査役を辞任いたしました。
4．監査役柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
5．当社は取締役山下公成氏、監査役姫野幸一氏及び石井麻衣子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当事業年度中に辞任した会社役員

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況	その他
取締役	森田旭	経営管理部長	2020年８月28日辞任

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年12月28日開催の臨時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

イ．取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

ロ．監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

当該定款に基づき当社は各社外役員と責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区　分	員　数	報酬等の額
取　締　役 （うち社外取締役）	6名 （1）	76百万円 （1）
監　査　役 （うち社外監査役）	4 （4）	7 （7）
合　計 （うち社外役員）	10 （5）	84 （9）

（注）１．上表には、2020年３月25日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名（うち社外監査役１名）及び2020年８月28日をもって辞任した取締役１名（うち社外取締役０名）を含んでおります。

２．取締役の報酬限度額は、2018年３月30日開催の定時株主総会の決議において年額120百万円以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2019年３月28日開催の定時株主総会の決議において年額10百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役石井麻衣子氏は、石井司法書士事務所所長であり、監査役柳堀泰志氏は、柳堀公認会計士事務所所長、柳堀行政書士事務所所長、㈱ＲＪパートナーズ代表取締役及び柳堀泰志税理士事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	山下公成	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、15回に出席しております。上場会社における取締役執行役員を務めた経験を基に社外取締役として客観的な立場から適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役	姫野幸一	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しております。金融機関等で培った監査に係る豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役	石井麻衣子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しております。主に法定書類作成に関し、司法書士として適宜必要な発言を行っております。
監査役	柳堀泰志	2020年３月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会10回のすべてに出席しております。主に財務、会計に関し、公認会計士として適宜必要な発言を行っております。

（注）当社は、取締役会及び臨時取締役会に上程される決議事項及び報告事項について、社外役員に事前に内容を説明し、確認を得ております。

（4）会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査実績の検証と評価を基準に、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ．社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況を監督する。

ハ．社外監査役を含む監査役会を設置する。監査役は、監査役会で定めた監査基準に基づき取締役会その他重要な会議への出席及び日常の業務監査により、取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監査する。

ニ．取締役及び使用人は、「経営理念」及び「行動規範」に基づいて行動し経営管理部は、必要に応じて、コンプライアンスに関する啓蒙及び教育研修を実施する。

ホ．代表取締役社長直轄の内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況をモニタリングし、代表取締役社長に報告する。

ヘ．法令・定款等に違反する事実を発見した場合やハラスメントに関する相談体制などについて「内部通報規程」を定めて、遵守する。

ト．会社は、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行状況については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、取締役又は監査役から要請があった場合に閲覧可能な方法で保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、担当取締役が適切な対応を行う。リスクの重要性の度合いに応じて代表取締役社長及び監査役会や取締役会に報告を行い、必要に応じて当社と顧問契約している法律事務所に助言・指導を受ける。

また、「リスク管理規程」に定めるリスクマネジメント委員会を四半期に一度開催し、発生したリスク又は予見されるリスクについて分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会等にその実施を求める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、中期経営計画及び年間活動計画等の重要な方針を決定し、定時取締役会において月次決算報告及び業務執行報告を行い、取締役の職務の効率性をレビューし、必要に応じて改善を促す。

ロ．取締役の職務が効率的に行われるように、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、必要に応じて改訂することで、責任と権限の所在を明確化する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理は経営管理部長が行うものとする。子会社の経理処理については、当社経営管理部で行い、それを通じて業務の適正性をモニタリングする。また、内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に行われていることを確認する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役は、経営管理部の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、使用人はその職務に関して、取締役等の指揮命令は受けない。

ロ．監査役の命令により使用人が行う職務についての人事評価及び人事異動は、監査役の同意を得て行う。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

イ．取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に重要な影響を与える事項について、遅滞なく監査役に報告する。また、法令・定款及び社内規程に違反した事実又は違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

ロ．監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対し、取締役会以外の重要な会議等への出席、議事録、稟議書等の業務執行に関する書類の閲覧、説明及び情報提供を求めることができる。

ハ．内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役及び監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。

ロ．監査役会は、必要に応じて内部監査担当を出席させ、内部監査の実施状況を報告させる。

ハ．取締役会は、業務の適正を確保するための体制に係る監査役の意見がある場合は、これを審議し、その結果を監査役会に報告する。

ニ．監査役が、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①　主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

②　監査役は、監査役の協議によって定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、監査法人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③　内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しました。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,187**	**流動負債**	**1,443**
現金及び預金	1,230	買掛金	10
売掛金	73	工事未払金	458
完成工事未収入金	332	短期借入金	400
有価証券	27	リース債務	7
未成工事支出金	133	未払法人税等	48
販売用不動産	1,177	未成工事受入金	225
未収還付法人税等	51	賞与引当金	14
その他	162	預り金	135
固定資産	**352**	その他	141
有形固定資産	**203**	**固定負債**	**26**
建物及び構築物	146	リース債務	26
工具、器具及び備品	20	その他	0
リース資産	30	**負債合計**	**1,470**
建設仮勘定	4	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**94**	**株主資本**	**2,070**
のれん	80	資本金	333
その他	14	資本剰余金	233
投資その他の資産	**55**	利益剰余金	1,521
		自己株式	△17
		純資産合計	**2,070**
資産合計	**3,540**	**負債純資産合計**	**3,540**

連結損益計算書

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**4,723**
売上原価		**3,951**
売上総利益		**771**
販売費及び一般管理費		**551**
営業利益		**220**
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
有価証券運用益	8	
固定資産売却益	0	
補助金収入	8	
その他	2	19
営業外費用		
支払利息	0	
固定資産除却損	8	
その他	1	9
経常利益		**230**
税金等調整前当期純利益		**230**
法人税、住民税及び事業税	107	
法人税等調整額	0	108
親会社株主に帰属する当期純利益		**121**

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	323	223	1,399	△0	1,945	1,945
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	10	10			20	20
親会社株主に帰属する当期純利益			121		121	121
自己株式の取得				△16	△16	△16
当期変動額合計	10	10	121	△16	125	125
当期末残高	333	233	1,521	△17	2,070	2,070

【連結注記表】

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	４社
主要な連結子会社の名称	株式会社グッドライフ建設
	安心入居サービス株式会社
	株式会社プロキャリアエージェント
	株式会社グッドライフエネルギー

株式会社プロキャリアエージェントについては、2020年１月６日に全株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結子会社となりました。

また、株式会社グッドライフエネルギーについては、2020年６月17日の設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2．重要な会計方針

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	５年～38年
工具、器具及び備品	３年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであり、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

自社利用ソフトウエア	5年
のれん	7年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度において、損失の発生が見込まれる工事はないため、工事損失引当金を計上しておりません。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を採用しております。

（5）その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

登記留保として担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	414百万円
計	414百万円

② 担保に係る債務

登記留保に係る債務は、次のとおりであります。

短期借入金	400百万円
計	400百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　47百万円

（3）保証債務

家賃滞納保証業務に係る保証限度額　858百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,403,300株	2,834,500株	－	4,237,800株

（注）1．普通株式の増加は、次のとおりであります。

株式分割による増加　2,808,600株

新株予約権の権利行使による増加　25,900株

2．2020年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	162株	20,324株	－	20,486株

（注）1．株式の増加は、次のとおりであります。
株式分割による増加　324株
取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加　20,000株
2．2020年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。

（3）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　190,800株

5．金融商品に関する注記
（1）金融商品の状況に関する事項
当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入にて調達を行う方針であります。
営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の営業債権の管理に関する規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、債権の回収期日が到来してもなお未回収である場合には、現況を調査し関係部門と連絡を密にして回収確保の処理を行っております。
有価証券は主として株式であり、時価の変動によるリスクに晒されております。
当社グループは当連結会計年度より自己資金を利用した、有価証券投資事業を開始しております。当該事業は資金運用規定により適切に管理しており、当該事業により生じる影響は維持すべき健全な企業経営のための必要資金を毀損するものではありません。
営業債務である買掛金、工事未払金、未払法人税等及び預り金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。
短期借入金の使途は土地仕入れに係る資金調達でありますが、１年以内の支払期日であります。
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）現金及び預金	1,230	1,230	－
（2）売掛金	73	73	－
（3）完成工事未収入金	332	332	－
（4）有価証券			
売買目的有価証券	27	27	－
資産計	1,663	1,663	－
（1）買掛金	10	10	－
（2）工事未払金	458	458	－
（3）短期借入金	400	400	－
（4）未払法人税等	48	48	－
（5）預り金	135	135	－
負債計	1,053	1,053	－

（注）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）売掛金、（3）完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券

売買目的有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）買掛金、（2）工事未払金、（3）短期借入金、（4）未払法人税等、（5）預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6．企業結合等関係

(取得による企業結合)

(1)企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社プロキャリアエージェント

事業の内容　　：有料職業紹介事業（許可番号　13－ユ－311672)

② 企業結合を行った主な理由

株式会社グローアップは飲食業界及び不動産・建築業界における有料職業紹介事業並びに新卒支援事業を行っております。

昨今、転職市場の活性化及び国内労働人口の減少に伴い企業における人材確保は大きな課題となっており、なかでも、建築業界における人材不足は深刻な問題となっております。

株式会社グローアップから不動産・建築業界における有料職業紹介事業を会社分割し、新たに設立した株式会社プロキャリアエージェントの株式を取得することにより、不動産・建築業界に精通した当社グループにおいて有料職業紹介事業に特化するとともに専門性を高めることで、提供サービスの充実化を図り、今後の業界動向において懸念される人材不足倒産の回避に資するべく、同業界への人材不足解消へ寄与して参ります。

また、当社グループの既存事業及びビジネスモデルにおけるシナジー効果が強く見込まれることから、中長期的な増収増益の確度を高めるとともに、当社グループにおける企業価値の向上に寄与するものと判断しております。

③ 企業結合日
2020年１月６日

④ 企業結合の法的形式
株式取得

⑤ 結合後企業の名称
結合後の企業名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率
100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(２)当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2020年１月６日から2020年12月31日

(３)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	99百万円
取得原価		99百万円

(４)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等	５百万円

(５)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額
94百万円
なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

（6）企業結合日が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　490円96銭

１株当たり当期純利益　　28円95銭

（注）当社は、2020年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

（重要な後発事象）

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、2021年３月26日に開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少を付議することを決議いたしました。

（1）資本金の額の減少の目的

経営戦略の一環として、資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、資本構成の最適化及び財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少するものであります。

（2）資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額333百万円のうち、283百万円を減少させ、50百万円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

（3）資本金の額の減少の日程

① 取締役会決議日　　2021年２月12日

② 定時株主総会決議日　　2021年３月26日（予定）

③ 債権者異議申述最終期日　　2021年４月30日（予定）

④ 減資の効力発生日　　2021年５月 １日（予定）

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,354**	**流動負債**	**624**
現金及び預金	715	買掛金	9
売掛金	63	工事未払金	6
有価証券	27	短期借入金	400
未成工事支出金	17	リース債務	6
販売用不動産	1,177	未払金	54
商品	0	前受金	2
貯蔵品	0	未払法人税等	3
前渡金	25	賞与引当金	9
前払費用	7	預り金	134
関係会社短期貸付金	150	その他	0
未収還付法人税等	50	**固定負債**	**20**
その他	117	リース債務	20
固定資産	**332**	その他	0
有形固定資産	**85**		
建物	43	**負債合計**	**645**
構築物	1	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	16	**株主資本**	**2,041**
リース資産	24	**資本金**	**333**
無形固定資産	**11**	**資本剰余金**	**233**
ソフトウエア	2	資本準備金	233
ソフトウエア仮勘定	9	**利益剰余金**	**1,492**
投資その他の資産	**235**	特別償却準備金	0
関係会社株式	189	繰越利益剰余金	1,491
繰延税金資産	3	**自己株式**	**△17**
その他	42	**純資産合計**	**2,041**
資産合計	**2,687**	**負債純資産合計**	**2,687**

損 益 計 算 書

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**1,972**
売上原価		**1,428**
売上総利益		**544**
販売費及び一般管理費		**434**
営業利益		**110**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	80	
受取手数料	32	
有価証券運用益	8	
固定資産売却益	0	
補助金収入	6	
その他	0	129
営業外費用		
支払利息	0	
固定資産除却損	8	
その他	1	9
経常利益		**229**
税引前当期純利益		**229**
法人税、住民税及び事業税	55	
法人税等調整額	5	61
当期純利益		**168**

株主資本等変動計算書

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	323	223	223	0	1,323	1,323	△0	1,870	1,870
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	10	10	10					20	20
当期純利益					168	168		168	168
特別償却準備金の取崩				△0	0	－		－	－
自己株式の取得							△16	△16	△16
当期変動額合計	10	10	10	△0	168	168	△16	171	171
当期末残高	333	233	233	0	1,491	1,492	△17	2,041	2,041

【個別注記表】

1．重要な会計方針

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　22年～38年

工具、器具及び備品　３年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度において、損失の発生が見込まれる工事はないため、工事損失引当金を計上しておりません。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を採用しております。

なお、当事業年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトはありません。

（5）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

登記留保として担保に供している資産は、次のとおりであります。

販売用不動産	414百万円
計	414百万円

② 担保に係る債務

登記留保に係る債務は、次のとおりであります。

短期借入金	400百万円
計	400百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　42百万円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	156百万円
短期金銭債務	1百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	0百万円
広告宣伝費	3百万円
営業取引以外の取引による取引高	113百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　20,486株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2百万円
その他	1
繰延税金資産合計	4
繰延税金負債	△0
繰延税金負債合計	△0
繰延税金資産の純額	3

6．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社プロキャリアエージェント	所有直接100%	業務受託・従業員の出向、資金の貸付、役員の兼任	業務受託料及び出向者負担金の受取(注３)	15		
				資金の貸付(注４)	50	関係会社短期貸付金	50
				利息の受取(注４)	0	未収収益	1
子会社	株式会社グッドライフエネルギー	所有直接100%	資金の貸付、役員の兼任	資金の貸付(注４)	100	関係会社短期貸付金	100
				利息の受取(注４)	0	未収収益	0
子会社	安心入居サービス株式会社	所有直接100%	配当金の受取、役員の兼任	配当金の受取	80	－	－
役員及び主要株主	近松　敬倫	被所有直接3.08%	取締役経営管理部長兼開発事業部長	自己株式の取得(注５)	16	－	－
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	合同会社カーディナル(注２)	なし	建築設計業務受託	賃貸用マンションの設計業務(注６)	11	－	－

(注) １．記載金額の内、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社の取締役伊藤貴光の近親者が議決権の100%を所有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針

３．業務受託料については、業務の内容を勘案し協議のうえ決定しており、出向者負担金の受取については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

４．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

５．自己株式の取得は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

６．設計業務報酬の受け取りについては、通常の設計監理業務委託契約に基づき業務報酬額の決定を行っております。

7．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　484円15銭

１株当たり当期純利益　　40円02銭

（注）当社は、2020年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

（重要な後発事象）

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、2021年３月26日に開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少を付議することを決議いたしました。

（1）資本金の額の減少の目的

経営戦略の一環として、資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、資本構成の最適化及び財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少するものであります。

（2）資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

（3）資本金の額の減少の日程

① 取締役会決議日　　2021年２月12日

② 定時株主総会決議日　　2021年３月26日（予定）

③ 債権者異議申述最終期日　　2021年４月30日（予定）

④ 減資の効力発生日　　2021年５月 １日（予定）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月19日

株式会社グッドライフカンパニー
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
　福岡事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　只隈洋一 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社グッドライフカンパニーの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドライフカンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月19日

株式会社グッドライフカンパニー
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　只隈洋一 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グッドライフカンパニーの2020年１月１日から2020年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、2021年3月26日に開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少を付議することを決議いたしました。

2021年2月25日

株式会社グッドライフカンパニー　監査役会

常勤監査役（社外）　姫　野　幸　一　㊞

社　外　監　査　役　石　井　麻衣子　㊞

社　外　監　査　役　柳　堀　泰　志　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

（１）減少する資本金の額

資本金の額333,327,600円のうち283,327,600円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

（２）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年５月１日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）につき所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2．　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削　除）

第３号議案　取締役６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は２年から１年となり、取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	髙村隼人（たかむらはやと） (1979年９月24日)	2002年 ４月　㈱熊本シティエフエム入社 2004年11月　㈱多々良入社 2008年 ６月　㈱水前寺不動産（現当社）設立 代表取締役社長（現任） 2010年11月　安心入居サービス㈱（現連結子会社）設立　代表取締役社長 2019年 ４月　㈱グッドライフ建設　代表取締役社長 2020年 １月　㈱プロキャリアエージェント 代表取締役社長（現任） 2020年 １月　㈱グッドライフ建設　代表取締役会長（現任） 2020年 ６月　㈱グッドライフエネルギー 代表取締役社長（現任）	2,700,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	近松敬倫 (1972年4月11日)	1996年 4月　㈱多々良入社 2008年 6月　当社入社 2010年 1月　当社取締役 2013年 5月　当社常務取締役 2017年12月　当社常務取締役熊本支社長 2018年12月　当社常務取締役開発事業部長兼熊本支社長 2019年 3月　安心入居サービス㈱　代表取締役社長(現任) 2019年 4月　当社常務取締役賃貸管理部長兼熊本支社長 2019年 7月　当社常務取締役熊本支社長 2020年 1月　当社取締役開発事業部長兼熊本支社長 2020年 3月　当社取締役開発事業部長 2020年 6月　㈱グッドライフエネルギー取締役(現任) 2020年 8月　当社取締役経営管理部長兼開発事業部長(現任)	130,000株
3	伊藤貴光 (1980年2月18日)	2003年 1月　㈲さかき印刷入社 2006年 2月　㈱ヒューマン・クレスト入社 2013年 4月　同社取締役 2016年 4月　当社入社 2017年 1月　当社取締役営業部長(現任)	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	隈部祐介 (1977年7月31日)	1998年 6月　㈱コスギ不動産入社 2011年 7月　同社売買事業部次長 2012年 1月　㈱ゼウス専務取締役 2014年 1月　(同)有明キャピタル代表社員(現任) 2019年 7月　当社熊本支社長代理兼賃貸管理部長 2020年 3月　当社取締役賃貸管理部長(現任)	200株
5	※ 山田浩司 (1969年11月13日)	1993年 4月　㈱日本興業銀行(現㈱みずほ銀行)入行 1999年 4月　ゴールドマン・サックス証券㈱ヴァイスプレジデント 2002年 7月　ドイツ証券㈱ヴァイスプレジデント 2004年 7月　リーマン・ブラザーズ証券㈱ヴァイスプレジデント 2006年 4月　㈱レイコフ経営企画本部長 2007年10月　㈱ジーシーエム取締役アセットマネジメント部門長 2012年 7月　㈱アーク執行役員兼海外事業本部副本部長 2013年 4月　英国アーク出向　同社取締役 2018年 4月　㈱アーク内部監査室長(現任)	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	山下公成（やましたきみなり） (1952年11月5日)	1975年 4月　九州電気工事㈱(現㈱九電工)入社 2006年 6月　同社取締役大分支店長 2008年 6月　同社常務執行役員東京支店長 2013年 6月　同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年 3月　㈱設備保守センター代表取締役会長 2016年 4月　同社顧問 2018年 4月　当社社外取締役（現任）	－

（注）1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．髙村隼人氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
4．山下公成氏は、社外取締役候補者であります。
5．山下公成氏を社外取締役候補者とした理由は、上場会社における取締役執行役員経験者であり、企業経営における豊富な知識と経験を当社の経営に活かし、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
6．山下公成氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
7．当社は、山下公成氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8．当社は、山下公成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9．当社は、役員等賠償責任保険（D＆O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額会社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：福岡市博多区博多駅南一丁目９番18号
WITH THE STYLE FUKUOKA
TEL 092-433-3941

交通　ＪＲ博多駅　　筑紫口より　　徒歩約７分
　　市営地下鉄博多駅　筑紫口より　　徒歩約７分